

# 生活保護についてよくある質問

**Q** 【1】生活保護はどうしたら受けることができますか？

まずは江戸川区の福祉事務所へ相談をしてください。お住まいの住所によって担当する福祉事務所が決まっています。

◇区民課・東部事務所・鹿骨事務所の一部及び、小松川事務所管内にお住まいの方

電話：03-5662-8169（生活援護第一課）

**A** ◇東部事務所・鹿骨事務所の一部及び、小岩事務所管内にお住まいの方

電話：03-3657-7855（生活援護第二課）

◇区民課の一部及び、葛西事務所管内にお住まいの方

電話：03-5659-6610（生活援護第三課）

なお、困窮の程度によっては生活保護の他に「暮らしごと相談室（生活困窮者自立支援制度）」をご案内します。

**Q** 【2】これから江戸川区に住みたいと思っていますが、生活保護は受けられますか？

**A** 生活保護は、現在住んでいる場所（居住地）の自治体で受けることとなりますので、転居する場合は実際に居住してから申請に基づき判断することとなります。

**Q** 【3】家族の中で自分だけ生活保護を受けられますか？

**A** 生活保護は世帯単位で保護が必要かどうか判断することとなります。実際に同居している世帯員全員の状況によって、保護の適用を決定することとなりますので、同居の家族がいる場合に、一人だけ生活保護を受けることは基本的にできません。

Q 【4】借金があるのですが、生活保護は受けられますか？

A 借入金があることで生活保護が受けられないことはありません。  
返済については法テラスなどに相談し整理するようにしましょう。

Q 【5】生活保護を受けている時に借金はできますか？

原則として借金はできません。なお、知人や親族、ローン会社などからの借入れ、年金担保貸付は収入として認定することになりますので、借金をした場合は、借入金の分を差し引いて保護費を支給することになります。

A また、借入金に限らず、すべての収入は福祉事務所へ申告する必要があります。なお、生活保護が廃止になった後でも保護を受けている間の収入が判明した場合は、支給した範囲内の保護費を返還していただくこととなります。

※故意に事実を隠ぺいした場合など悪質な場合は、詐欺罪などの犯罪となることがあります。

Q 【6】自動車やバイクの保有は認められますか？

総排気量125cc以下のバイク・原動機付自転車については、処分価値及び用途な

A どを確認した上で、一定の要件のもと保有が認められる場合があります。保有を認められるのは、仕事でやむを得ず必要と認められる場合や、障害者の通勤・通院などに必要と認められる場合に限られます。

**Q** 【7】生活保護が終わるのはどんなときですか？

生活保護が終わるのは主に以下の場合となります。

- ①定期的な収入等の増加：最低生活費を超える収入などが見込める場合
- ②死亡・転出：受給者の方が亡くなった場合・区外へ転出した場合
- ③指導指示違反：福祉事務所が行う指導・指示に正当な理由なく従わない場合
- ④逮捕による起訴・勾留された場合
- ⑤失踪した場合

**A**

保護の受給中は、どのような場合に生活保護に影響があるのか、地区担当員に確認するとともに、認識の違いがないよう事前にご相談ください。

**Q** 【8】離れて暮らす親族に知られたくない場合はどうしたらよいですか？

生活保護を申請すると、福祉事務所は扶養義務のある親族に対して、申請した人を援助できるかどうかを確認するため、照会を行います。ただし、親族との交流関係が不良または疎遠である、DV や虐待の経緯があるなど、申請した人の状況を親族に知られたくない事情がある場合には、照会を行わないこともありますので、事前に相談してください。

**A**

**Q** 【9】生命保険に加入していますが、生活保護は受けられますか？

保護を受給する方が契約者である生命保険は活用すべき資産の一部とみなされるため、原則は解約することとなります。ただし保有が認められる場合もあるため、地区担当員に相談してください。

**A**